

みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準

農林水産省 $\left\{ \begin{array}{l} \text{大臣官房環境バイオマス政策課長} \\ \text{農 産 局 長} \end{array} \right\}$ 通 知

制 定 令和 5 年 3 月 30 日 4 環 バ 第 4 6 4 号
4 農 産 第 4 1 9 9 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 環 バ 第 3 1 4 号
6 農 産 第 5 1 4 5 号

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第 1 都道府県配分額の決定

次に掲げる 1 により推進事業（別表 1 の（1）から（5）までの事業をいう。以下同じ。）、科学技術振興事業（別表 1 の（6）から（8）までの事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表 1 の（9）から（11）までの事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

交付等要綱第 5 に規定する事業実施計画について、別表 1 の区分欄に掲げる事業ごとに、別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分対象としないこととする。

（1）次の順序・方法により配分額を算定・配分することとする。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、別表 1 の（2）について、配分可能額が事業実施計画に係る要望額の合計額を下回る場合は、みどりの食料システム戦略をより効果的に推進するため、配分対象となる事業実施計画のポイントに応じ、減額して配分することができるものとする。

（2）同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。

ア 同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

イ 異なる事業の配分の場合

(ア) 各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

(イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。

(ウ) 各事業実施計画の要望額を(イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。

(エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

(3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で配分する。ただし、(1) のただし書に該当する場合の下限についてはその限りではない。

2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

(1) 都道府県別の要望件数

(2) 都道府県別の配分対象件数

3 留意事項

(1) 別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、当該事業を取り下げ、中止又は廃止するものとする。

ただし、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取り下げ、中止、又は廃止した場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和 5 年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和 6 年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和 7 年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表 1

区	分
推進事業	
(1)	環境負荷低減活動定着サポート
(2)	有機農業拠点創出・拡大加速化事業
(3)	バイオマスの地産地消（推進事業）
(4)	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業
(5)	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業
科学技術振興事業	
(6)	グリーンな栽培体系加速化事業
(7)	SDGs 対応型施設園芸確立
(8)	地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
整備事業	
(9)	バイオマス地産地消（整備事業）
(10)	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業
(11)	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

別表 2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 共通項目（上限：21 点）

必須項目及び配点基準		ポイント
有効性・実効性・先進性・普及性	① 事業実施計画の取組内容について、 次に掲げるアからエまでを全て満たす場合。 次に掲げるアからエまでのうち、満たしていない項目が1つ以上ある場合。 ア みどりの食料システムに掲げたK P I（重要業績評価指標）に貢献する取組となっている。 イ 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっている。 ウ 事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できる。 エ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できる。	4 不選定
	加算項目	
	②ー1 事業実施地域が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含み、事業実施計画の内容が特定区域で取り組む特定環境負荷低減事業活動と合致している場合。	5
	②ー2 以下のいずれか、又は両方に該当している場合。 ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は令和7年度末までに認定が見込まれる者が含まれる場合 イ 事業実施地域の全部若しくは一部において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている又は令和7年度末までに締結される見込みがある場合。	5
	その他	
労働環境改善	③ 事業実施主体等が以下の取組をしている場合。 ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれている場合、その過半が、労働時間、休日、休憩、時間外及び休日の労働の項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定している。 イ 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれていない場合、事業実施主体が農林漁業者向けに労働環境改善（労働基準法の準拠、労働・社会保険への加入等）に関する研	2

	修等を令和7年度中に実施した又は実施予定である。	
継続事業	④ 過年度に同一事業において、複数年度実施計画として成果目標を設定し交付決定された事業のうち、2年目以降に実施する事業実施計画の場合。ただし、別表1の(9)から(11)までの事業は除く。 なお、前年度に有機農業実施計画の策定に取り組んだ上で、当該計画に基づく取組を行う別表1の(2)の事業実施計画の場合も加算とする。	5

（６）グリーンな栽培体系加速化事業

⑥－１から⑦までのポイントについて、複数のグリーンな栽培体系を検証する場合においては、同一の栽培体系で計算すること。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性（10 点満点） 事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、 ・法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和 7 年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和 7 年度末までに認定を受ける見込みがある者 （以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アの a、b 及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。 ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等 a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が 1 者以上含まれている。 イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が 1 者以上含まれている。		7 5 3
⑥－１ 取組ポイント（21 点満点） 次の（i）及び（ii）から 1 項目ずつ選択して加算する。		
（i）環境負荷低減の取組（16 点満点） 次のアから該当するものを 1 つ選択し、満点を超えない範囲内でイから該当するものをすべて選択し、合計すること。		
ア 環境負荷低減技術の検証	次の a から i までのいずれかの技術を検証する事業実施計画となっている。 - a 有機農業の取組面積の拡大に資する技術 - b 化学農薬の使用量低減に資する技術 - c 化学肥料の使用量低減に資する技術 - d 水田からのメタンの排出削減に資する技術 - e バイオ炭の農地施用 - f 石油由来資材からの転換技術 - g プラスチック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック被覆肥料殻のほ場外への流出防止に資する技術	14 12 12 12 12 12 12

			h 耐用年数の長い農業資材への切替え又は農業資材（農薬、肥料及び化石燃料を除く。）の使用量若しくは使用回数の削減に資する技術	12
			i CO2 又は N2O の排出削減に資する技術	12
		イ 特別加算	a アの b から i までの複数の技術分類を検証	2
			b みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記 4 の別添 1 の 3 に規定する「検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術」を検証	2
		（ii）省力化に資する取組（5 点満点） 事業実施計画において検証することとしている省力化に資する技術について、期待される効果に近いもの又は取り入れる技術数に応じて、次のアからエまでのいずれか 1 項目選択すること。		
		ア 作業時間 低減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術について、導入する作業工程における 10 a 当たりの作業時間低減割合の見込み	
			a 50%以上	5
			b 40%以上	4
			c 30%以上	3
			d 20%以上	2
			e 10%以上	1
			f 5%以上	0
		イ 作業工程 削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術の導入による栽培体系における作業工程の削減見込み	
			a 3 工程以上	3
			b 2 工程以上	2
			c 1 工程以上	1
		ウ 作業人員 削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術について、導入する作業工程における作業人員の削減見込み	
			a 3 割以上	3
			b 2 割以上	2
			c 1 割以上	1

		エ 技術数	事業実施計画において新たに取り入れることとしている 省力化に資する技術の数						
			a	3 以上				3	
			b	2 以上				2	
			c	1 以上				1	
⑥ー2 普及目標面積ポイント（15 点満点）									
事業実施計画に記載した対象品目の普及目標年におけるグリーンな栽培体系の取組面積について、次のア又はイの表中から該当するものを 1 つ選択する。当該ポイントが 8 以上の場合は、次のウを加算できる。									
なお、複数の品目で一体的にグリーンな栽培体系を検討する事業実施計画となっている場合は、ア又はイの a から g までの同一品目分類内に限り合算して考えてよい。									
ア グリーンな栽培体系（有機農業）の検討を行う場合									
対象 品目	a 稲	b 麦・豆類・ そば・いも類	c 露地野菜	d 茶	e 果樹	f 施設園芸	g その他		
普及目標 年のグリー ンな栽培体系の 取組面積 (ha)	20 以上	4 以上	3 以上	2 以上	1 以上	1 以上	5 以上	12	
	10 以上	3 以上	2 以上	1.5 以上	0.7 以上	0.7 以上	3 以上	10	
	5 以上	2 以上	1 以上	1 以上	0.4 以上	0.4 以上	1 以上	8	
	1 以上	1 以上	0.5 以上	0.5 以上	0.1 以上	0.1 以上	0.5 以上	6	
	1 未満	1 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 未満	0	
イ グリーンな栽培体系（有機農業以外）の検討を行う場合									
対象 品目	a 稲	b 麦・豆類・ そば・いも類	c 露地野菜	d 茶	e 果樹	f 施設園芸	g その他		
普及目標 年のグリー ンな栽培体系の 取組面積 (ha)	50 以上	20 以上	7 以上	10 以上	7 以上	5 以上	20 以上	12	
	30 以上	15 以上	3 以上	7 以上	3 以上	3 以上	10 以上	10	
	10 以上	10 以上	1 以上	4 以上	1 以上	1 以上	5 以上	8	
	5 以上	5 以上	0.5 以上	1 以上	0.5 以上	0.5 以上	1 以上	6	
	5 未満	5 未満	0.5 未満	1 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 未満	0	
ウ 広域性									
事業実施計画において、事業実施地区が複数の市町村域となっている。									3
⑦ 加算ポイント									
⑥ー1 及び⑥ー2 を合計して 36 点満点に満たない場合、次の（i）及び（ii）から該当するものを選択し、満点の範囲内で加算できる。									
（i）スマート農業技術に対応するための生産方式革新									
事業に参加する農業者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6									

	年法律第 63 号) 第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている者、又は令和 7 年度末までに認定を受けることが確実な者（以下「革新計画認定者等」という。）が含まれており、かつ、当該計画の達成に資するグリーンな栽培体系の検証を行うことが事業実施計画に記載されている。	
	ア 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）に、革新計画認定者等が 1 人以上含まれている。 イ 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等が過半を占める。 ※ア又はイのいずれか一方のみ選択できる。	3 以内 8 以内
	(ii) 関連施策等との連携 ア、イ又はウの a 若しくは b から該当するものを 1 つのみ選択できる。 ア 地域計画との連携 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画が策定されている区域内で、地域計画の実現に資する取組としてグリーンな栽培体系の検証を行うことが事業実施計画に記載されている。 イ 関連事業との連携 交付等要綱別記 2 第 1 の 1（１）、（２）又は（３）と連携した取組であることが事業実施計画に記載されている。 ウ 輸出に向けた栽培体系の検討 a 事業実施地区を含む地域が、農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 1 項に規定する輸出事業計画に認定されている又は令和 7 年度末までに認定される見込みであり、かつ、当該計画に記載された輸出事業の目標達成に向け、輸出先国の求める生産物に対応するためのグリーンな栽培体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。 b 事業実施地区において、フラッグシップ輸出産地に認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）が輸出拡大等のためのグリーンな栽培体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。	2 以内 2 以内 2 以内 2 以内